

事務連絡  
平成 27 年 2 月 23 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

} 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課

### 東日本大震災の被災者一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（平成 27 年 月 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 27 年 月 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 27 年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

#### 記

- (1) 健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧緊急時避難準備区域等（※1）の

上位所得層の被保険者等の一部負担金の免除措置について、平成 26 年 10 月 1 日以降は、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 26 年 10 月 1 日付け保保発 1001 第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「健保一部負担金免除基準通知」という。）の①⑤及び⑥、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 26 年 9 月 29 日付け保国発 0929 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。）の①⑦及び⑧並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払の免除の要件に関する取扱いについて」（平成 26 年 9 月 30 日付け保高発 0930 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。）の⑦及び⑧に基づき、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

- ①健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第 1 項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者
- ②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあっては、平成 25 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯
- ③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成 26 年（平成 27 年 7 月までの場合にあっては、平成 25 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧緊急時避難準備区域等の被保険者等に対しては、平成 27 年 7 月 31 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 8 月 1 日以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示解除準備区域等（※2）の上位所得層の被保険者等の一部負担金の免除措置について、平成 27 年 10 月 1 日以降は、健保一部負担金免除基準通知、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知を改正し、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、(2) ①から③まで

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示解除準備区域等の被保険者等に対しては、平成 27 年 9 月 30 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 10 月 1 日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以後も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除することとすること。
- (5) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関する Q&A について」（平成 23 年 5 月 18 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示しした取扱いと同様に、別紙 1（Q&A）のとおり取り扱うこととすること。
- (6) 免除証明書の取扱いについては、別紙 2 を活用し、周知を実施していただきたいこと。  
なお、別紙 2 については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

（※1）「旧緊急時避難準備区域等」とは、①旧緊急時避難準備区域、②平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 2 つの区域等をいう。

（※2）「旧避難指示解除準備区域等」とは、①旧避難指示解除準備区域、②平成 26 年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 2 つの区域等をいう。